

● 第 3 章 ●

人権施策の総合的かつ効果的な推進

この指針を実効あるものにするためには、人権教育・人権啓発の推進をはじめ、人権教育・人権啓発を行う実施主体間の緊密な連携をより図ることが必要であり、県政の主役である県民との協働や、人権問題の専門家である人権擁護委員、民生委員児童委員、保護司、学識経験者、人権関係の各種団体等との連携・協力による取り組みが求められています。

また、国はもとより、県民にとって最も身近な市町村との連携・協力体制を確保し、総合的かつ効果的な事業の推進を図ることが重要です。

I 人権教育・人権啓発の推進

人権が尊重され、差別や偏見のない明るい社会を実現するためには、学校、家庭、職場、地域などあらゆる場を通じて、人権に関する教育・啓発を行うことが重要です。

このため、県民一人ひとりの人権を尊重する意識が高まり、差別を見抜き、差別をなくす実践力が高められるよう引き続き人権教育・人権啓発を推進します。

1 人権教育

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条）をいい、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情等を踏まえつつ、県民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく理解し、他人の人権にも十分配慮した行動がとれるよう、専門家や関係機関で構成する検討会議等の開催や学校教育、社会教育・生涯学習を通じて推進するものです。

(1) 学校教育

学校教育においては、人権擁護推進審議会答申や人権教育・啓発に関する基本計画等と県内の状況を踏まえ、「岐阜県人権教育基本方針」に基づいて人権教育を推進し、全教育活動を通じ、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりに取り組みます。その際、個人の尊厳を重んじ、合理的精神を養い、人と人との間に存在する偏見を解消する指導を行い、不合理な差別をなくし、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる教育を推進するよう努めます。

幼稚園においては、豊かな体験活動を通して、幼児期にふさわしい道徳性の芽生えを培うなど、心の充実に努めるとともに、幼児一人ひとりの良さや主体性が發揮される活動に

努めます。

保育所においては、「保育所保育指針」に基づき、人に対する愛情と信頼感、互いに尊重する心を育てるとともに、子どもの人権に十分配慮した保育を行います。

小学校・中学校及び高等学校においては、学校内における「いじめ」等の問題を厳粛に受け止め、命を守ることを最優先に考え、自己を見つめる力と他を思いやる心、豊かな人間性と自主的、実践的な態度を育てるとともに、教師と児童生徒、そして児童生徒相互の信頼関係を築き、児童生徒一人ひとりの人格や尊厳を大切にした教育の充実に努めます。

特別支援学校においては、他を思いやり、励まし合うことや心のふれあいを大切にして、温かい人間関係の醸成に努めるとともに、小学校・中学校及び高等学校や地域の人々との交流を積極的に推進し、社会性や豊かな人間性の育成に努めます。

また、公立の幼稚園、小学校・中学校、高等学校、特別支援学校においては、人権教育における行動力の育成を図るための取り組みである「ひびきあいの日」を継続実施し、児童生徒及び教職員等の一層の人権感覚の向上を図るとともに、家庭・地域と連携した人権教育を推進します。

(2) 社会教育・生涯学習

社会教育においては、すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現するため、世の中にある不合理な差別をなくすよう、生涯学習の視点を踏まえ、あらゆる社会生活の場面において人権に関する学習を推進します。

県民の人権問題に対する理解と認識は深まってはきているものの、これまで実施してきた社会教育における人権教育は、まだ十分とはいえません。

県民一人ひとりの人権が大切にされるよう、さらに積極的な教育が望れます。その場合、知識伝達型の教育から、体験型の教育への移行を重視した多様な手法を取り入れた教育を行うなど、教育活動の内容・方法において、常に改善や工夫が大切です。また、県、市町村の十分な連携が必要であり、特に、市町村の人権教育担当職員は、住民の確かな人権意識と、差別をなくす意思及び実践力・行動力を育てるための教育の在り方について、地域の人々が主体的に学習できるよう研修の内容・方法を工夫改善することが重要です。

また、人権教育活動を効果あるものにするためには、地域社会に密着した人権指導者が必要なことから、「生き合いセミナー（人権指導者養成講座）」を開催し、今後も市町村における人権指導者の養成をさらに推進します。

一方、社会教育関係団体は地域を基盤に活動しており、人権が尊重される明るい地域社会づくりに極めて大きな役割を果たしています。今後も、各種の社会教育関係団体の連帯や団体相互の交流、地域活動の広がりを創り出すような活動の推進が望れます。

社会教育施設は、住民一人ひとりの人権が大切にされる地域社会を形成していくための拠点となる中核施設でもあり、住民の人権に関する幅広い学習要求に応えるため、地域情報のみならず、社会の動向や世界的な流れを把握し、広い視野に立った情報の収集、提供が大切です。

このように、地域には様々な施設や団体、企業があり、人権に関する教育を効果的に進める上で、これらが相互に連携・協力し、一体となった効果的な事業の推進が図られるよ

う、各方面に積極的に働きかけます。

また、家庭は、人権に関する基本的学习の場であり、特に子どもにとっては、人権意識をはぐくむ上で極めて重要な場です。親が偏見を持たず、差別をしない、差別を許さないなど、人権問題を正しく理解した上で子どもと接することが重要です。

家庭教育においては、子どもの成長段階に応じ、生命の大切さや男女平等など、人権尊重の意識をはぐくむことが大切であることから、社会人権学習資料を作成し、保護者等に配布をするなど、家庭に対する情報提供や、子育て相談などの支援、保護者の人権意識の高揚を図るため、学習環境の充実等に努めます。

2 | 人権啓発

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）」（「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条）をいい、県民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分配慮した行動がとれるようにすることです。

（1）県民への啓発

県民が、他の人の人権に配慮し、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供や効果的な手法の採用などによる啓発活動を推進します。

毎年、12月の人権週間（12月4日～12月10日）の取り組みの一環として「人権啓発フェスティバル in ぎふ」（主催：岐阜県人権啓発活動ネットワーク協議会）や人権啓発展を公共施設や大規模商業施設で開催し、多くの県民、特に若者世代への啓発対象の拡大を図ります。

県民が「温かい心のふれあい」「心豊かなまちづくり」について気づくきっかけづくりとして、県民のみなさまから応募をいただいた身のまわりの心温まる話を「ちょっとといい話*」として紹介するなど、人権啓発手法を創意工夫するとともに、啓発ポスターの掲示、ラジオ・新聞等マスコミの活用など様々な啓発活動を展開します。

また、岐阜県人権啓発センターによる人権啓発出前講座、人権相談、人権啓発ビデオ等の貸出、人権に関する情報の収集・提供等により人権啓発の充実に努めます。

（2）企業等への啓発

企業のCSR*（企業の社会的責任）への関心が高まる中、人権に配慮した企業活動が求められています。

企業等においては、社会や地域への影響力が大きいことから、人権が尊重される職場づくりや、人権尊重の視点に根ざした企業活動を進めるために、計画的、継続的な従業員等に対する研修に努めることが大切です。

県では、企業の人権に関する担当者を対象に、企業内の人権啓発リーダーの養成を目的

とした研修会、講演会を開催するとともに、「まなざしセミナー（企業人権セミナー）」の開催、啓発資料の配布、情報の提供、講師の派遣などの支援に努めます。

また、企業等における人材の採用にあたっては、公正な採用選考の確立を図り、就職の機会均等に取り組むよう、国等の関係機関と連携し、啓発活動を推進します。

3 | 人権にかかわりの深い分野の業務に従事する者に対する研修

県民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するためには、あらゆる人を対象とした人権教育に取り組む必要があります。特に、行政職員、教職員、警察職員、消防職員、医療・福祉関係職員、マスメディア関係者など、人権にかかわりの深い分野の業務に従事している人は、個人情報の保護や個人のプライバシーへの配慮など人権尊重の視点から職務を遂行する必要があり、それぞれの関係機関において研修等を推進します。

(1) 行政職員

行政職員は、職員一人ひとりが、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、豊かな人権感覚を持つことが必要です。

このため、県では人権問題について新規採用職員等を対象とした職員研修所での研修をはじめ、各所属に設置されている人権啓発推進員による課内研修等により、人権問題を自らの課題と受け止め、その解決に向けた主体的な行動がとれるよう人権意識の高揚に努めています。

今後は、これまでの研修の成果と手法への評価を踏まえ、全職員に対し、その職務内容と責務に応じて様々な人権課題に即した研修を実施し、職員の人権意識の確立に努めます。

また、県民により身近に接することの多い市町村職員の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、市町村に対し研修会等の実施を要請するとともに、必要に応じて講師を派遣するなど、連携・協力体制を推進します。

(2) 教職員

教職員は、子どもたちの人格形成や人権意識を高める上で、きわめて重要な役割を担っています。

そのため、教職員が人権に対する正しい理解と人権尊重の理念について十分な認識をもつことができるよう、基本研修や専門研修を実施し、全教育活動を通じて、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりが推進される研修の充実を図っています。

今後は、これまで各教育事務所や学校が行ってきた研修の成果や実情を踏まえ、様々な人権課題について、具体的な事例を通して研修に努め、教職員の人権意識をより一層高めるように努めます。

(3) 警察職員

警察職員は、その職務上、人権にかかわる機会が多く、すべての警察職員が豊かな人権感覚を身につけ、人権を尊重した公正で親切な職務を執行することが求められています。

このため、職場や警察学校において、人権尊重に関する研修や授業、訓練等を行っています。

今後も、研修等を実施し、被害者や被疑者などの人権に配慮した職務に努めます。

(4) 消防職員

消防職員は、県民の生命、身体の安全、財産の保護等を職務とし、その活動を通じて密接に県民の日常生活と関わっていることから、人権意識を持って任務を遂行することが求められています。

このため、県消防学校において人権に対する正しい理解と認識を深めるために、人権問題に関する研修を実施してきました。

今後も、研修を継続実施し、各種消防業務において適切な対応が行えるよう努めます。

(5) 医療・福祉関係職員

医療関係職員は、県民の生命や健康の維持・増進に直接かかわる業務に従事していることから、業務遂行において、患者や家族のプライバシーに対する配慮や診療情報の守秘義務があり、人権意識に根ざした行動や判断が求められています。

このため、職員の採用時や職場などで人権に関する研修を実施し、医療・保健従事者の人権意識の高揚に努めます。

また、福祉関係職員は、高齢者、障がい者、子どもなどの介護業務から生活相談業務（いじめなど）などに直接携わっており、業務の遂行にあたっては、個人のプライバシーや人権尊重に対する十分な認識と配慮が求められています。

このため、福祉関係職員の人権に関する研修の実施や、人権意識の普及・高揚を図ります。また、地域とのつながりの深い民生委員児童委員についても研修会への参加を促し、人権意識の普及・高揚に努めます。

(6) マスメディア関係者

新聞、テレビ、ラジオなどのマスメディアは、情報化社会の現在において社会的に大きな影響力を持っており、人権尊重の社会を形成する上で重要な役割を担っています。

したがって、公共的使命を踏まえ、かつ人権尊重の視点に立った取材活動や報道に心がけることが望まれることから、マスメディア関係者に対し、人権感覚を身につける社内啓発等に、自主的・積極的に取り組まれるよう働きかけます。

4 | 情報収集・提供の推進

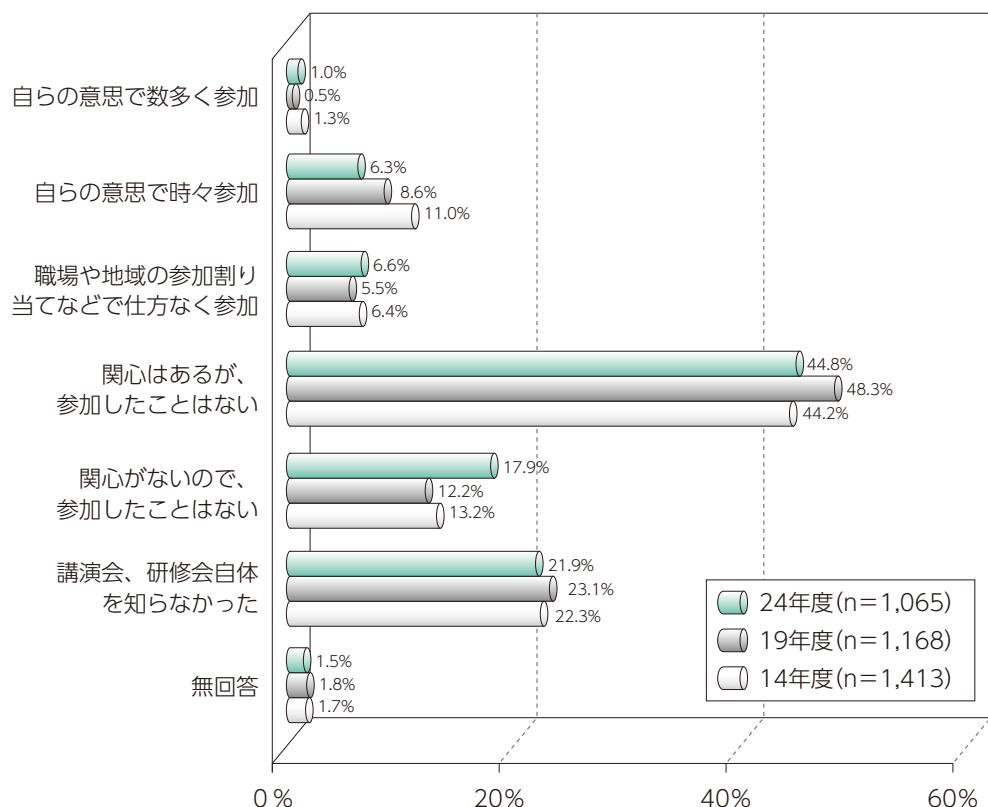
県民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するためには、人権に関する情報の収集・提供は大きな要素の一つです。

このため、国をはじめ都道府県、市町村、各種関係機関・団体、報道機関等の人権に関する情報の収集や、有効な情報の共有に努めます。

また、これらの情報を県民、関係機関が容易に入手できるよう、県のホームページや広報紙の発行などにより、効果のある情報提供に努めます。

■ 人権問題に関する講習会や研修会への参加

Q 過去3年間ぐらいの間に、人権問題に関する講演会や研修会への参加について、どのような対応をしてきましたか。次の中から1つだけ選んで○をつけてください。



II

県民、関係機関等との連携

1

県民との協働

施策の推進にあたっては、何よりも県民が直面している個別課題が互いに「人間の問題」として呼応し合い、「響き合い、重なり合う」関係が重要であることから、より総合的な人権教育・人権啓発の推進が不可欠であり、県民一人ひとりの人権尊重の意識の高まりが重要です。

そのために、より多くの県民が人権問題を身近な問題としてとらえることができるよう、わかりやすく、親しみやすい啓発手法を創意工夫し、人権教育・人権啓発の推進を行います。

また、県のホームページや各種講座・イベント・研修会などの参加者のアンケートなどを通じた県民の皆さんの意見・提案を整理・分析し、今後の施策に反映するなどの取り組みを進めます。

そして、人権教育・人権啓発の総合的かつ効果的な推進を図るため、国や市町村、専門家や関係団体との連携・協力に加え、地域や学校、企業などの理解と協力により一体となった推進が重要です。地域に密着した人材である人権擁護委員、民生委員児童委員、保護司、社会施設職員、医療関係者、教職員に加えて、N P O・ボランティア団体に対する人権指導者養成のための研修の機会や、企業の人権担当者に対する研修の機会を提供し、これら各方面への協力を積極的に働きかけるなど、人権教育・人権啓発にかかるネットワークの充実に努めます。

2

専門家、各種団体等との連携

「岐阜県人権懇話会」から人権施策の推進方策や県の取り組むべき人権課題等に関する意見を聴き、人権教育・人権啓発の総合的かつ効果的な施策推進の検討を進めるとともに、「岐阜県人権啓発活動ネットワーク協議会」の組織力や活動の充実・強化を図るなど協力体制を強化し、幅広い取り組みを進めます。

また、女性、子ども、高齢者、障がい者等の様々な人権課題ごとに関係する機関において策定されている計画等に基づき取り組みが実施されていますが、これらをより総合的かつ効果的に推進するため、一層緊密な連携を図り、施策を進めます。

さらに、人権教育・人権啓発の推進のため、学識経験者、各種団体代表者等で構成される「岐阜県人権教育協議会」との連携を図ります。また、企業における主体的な取り組みを積極的に支援します。

3

国・市町村との連携

国との連携は、「岐阜県人権啓発活動ネットワーク協議会」の組織を活かして、総合的・効果的な人権教育・人権啓発の推進を図っていますが、県と岐阜地方法務局（法務省）との

連携・協力を一層強化します。

また、県民にとって最も身近な公共機関である市町村は、地域の実情に応じたきめ細かい取り組みを行うことが期待されており、今後さらに、県内の相談機関の状況等をホームページに掲載するなど、市町村が実施する取り組みへの支援や助言を実施します。

今後も、人権侵害に関する「声なき声」を相談・救済へつなぐための取り組みを行っている国や、より地域住民に密着して取り組みを行う市町村と連携を強化し、インターネットによる人権侵害事案など、様々な人権問題に速やかに対応します。

4 庁内の連携

県における人権施策を推進するため、庁内関係課の幹事等で構成する「岐阜県人権施策推進連絡協議会」において、連携・協力を図るとともに、個別の人権課題への迅速な対応に努めます。また、「岐阜県人権啓発センター」の活用を促進するなど、人権教育・人権啓発を総合的かつ効果的に推進します。

III

マスメディア等の活用

人権教育・人権啓発の推進にあたっては、マスメディアの果たす役割はきわめて大きく、人権尊重の理念の重要性をより多くの県民に効果的に伝えるためには、マスメディアの積極的な活用が不可欠であり、これまでテレビ、ラジオ、新聞等を活用した人権教育・人権啓発活動を積極的に展開してきました。

今後も、マスメディアへの積極的な情報提供をはじめ、マスメディアの多種多様な媒体の効果を最大限に活用した人権教育・人権啓発を推進します。

また、ホームページなど県の広報媒体による啓発をはじめ、啓発用パンフレットやリーフレットの効果的な活用を図り、人権啓発活動を推進します。

IV

進行管理及び見直し

進捗状況については、毎年、定期的に進行管理を行い、その結果を施策の推進に反映します。

また、指針改定後は、2013年度（平成25年度）から2017年度（平成29年度）までの5年間の推進期間内における具体的な施策に対する検証を行うとともに、県民の意見、県民意識のデータの収集や、社会情勢の変化等による新たな視点での人権課題への対応を踏まえ、必要に応じて見直しを行うなど、内容の充実を図っていきます。